

輸入食品に対する検査命令の実施について(中国産しいたけ)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産しいたけ及びその加工品	フェンプロパトリン*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産しいたけから残留基準値を超えてフェンプロパトリンを検出したため検査命令を実施するもの。

* 農薬(ピレスロイド系殺虫剤)

<参考1>中国産しいたけ違反事例

1. 品 名:生鮮しいたけ

輸入者:株式会社 ローヤル

届出数量及び重量:950カートン、2,950kg

検査結果:フェンプロパトリン 0.06ppm(基準:0.01ppm)

届出先:大阪検疫所

違反確定日:7月28日

措置状況:流通状況調査中。

2. 品 名:生鮮しいたけ

輸入者:那覇青果物卸商事協同組合

届出数量及び重量:725カートン、3,625kg

検査結果:フェンプロパトリン 0.03ppm(基準:0.01ppm)

届出先:那覇検疫所

違反確定日:8月10日

措置状況:流通状況調査中。

<参考2>中国産しいたけ輸入実績

平成18年1月1日~8月9日:速報値

品目	届出件数	届出重量 (kg)	検査件数	違反件数
しいたけ	3,987	15,498,614	168	2

違反件数はフェンプロパトリンに係る件数